

請求人 X1ほか4名 殿

江東区監査委員 松 土 英 男  
同 藏 田 朝 彦  
同 やしきだ 綾香  
同 河 野 清 史

令和6年8月2日付け住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、請求の内容を審査した結果、次のとおり取り扱うこととしたので通知します。

## 1 請求の要旨（原文）

木村弥生後援会が2023年8月4日に江東区文化センター会議室で開催した記者会見の設営及び撤収を公務中の江東区職員が行った。

上記行為は、公務員は特定の国民に奉仕するのではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益の増進に尽くさなければならないという、憲法第15条第2項、国家公務員法（第96条）、地方公務員法（第30条）に反するものである。

従って、上記違法行為中の支払われた給与等は、地方自治法第二条第14項及び地方財政法第4条第一項に違反するものであり、江東区職員に違法な行為を命じた木村弥生前区長、及び命じた上司及び違法行為に直接携わった職員に返還請求するよう勧告をされたい。

本監査請求は昨年10月に出された結果と同じ記者会見に付いてであるが、「公務員の政治活動への関与」に関する住民監査請求である。

## 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和6年8月13日付けでこれを受理した。

### 3 監査の結果

#### (1) 令和5年8月29日付け住民監査請求について

本件請求の職員給与等の返還に関しては、異なる請求人より、支払われた給与は違法又は不当であるため、当時の木村弥生区長（以下「当時の区長」という。）に請求することを求める住民監査請求が、令和5年8月29日付けで提出された。

この請求は、当時の区長が令和5年8月4日に江東区文化センターで行った記者会見は、自身の公職選挙法違反に係ることで江東区とは何ら関係がなく、また同会見は当時の区長の担当弁護士並びに木村やよい後援会事務総長によって答弁・司会進行が行われたものであるが、同記者会見の設営及び撤去を広報広聴課職員が勤務時間を利用して対応することは、地方自治法第2条第14項等の違反にあたるため、職員4名分の1時間分給与として10,800円を当時の区長に請求することを求めたものであるが、これに対する監査結果（令和5年10月25日付け江東区監査委員告示第10号。以下「令和5年請求」という。）は、以下、①事実関係の確認及び②から⑥の監査委員の判断（①から⑥は令和5年請求に係る監査結果原文）により、給与の支出に違法又は不当なものは認められず、地方自治法第2条第14項等に違反しないため、請求人の主張には理由がないとの結論に至った。

#### ① 事実関係の確認

ア 本件請求に係る令和5年8月4日に開催された区長の私的な記者会見（以下「当該記者会見」という。）会場の設営及び撤去作業は、広報広聴課職員が設営作業に7名、撤去作業に5名従事している。作業に要した時間は、設営作業は約30分、撤去作業は約20分である。

イ 当該記者会見会場の設営及び撤去作業に従事した広報広聴課職員の給与は、令和5年8月15日に支給されている。

ウ 当該記者会見の施設及び器具の利用料金は、木村やよい後援会が負担している。

#### ② 地方自治法第2条第14項の解釈

請求人が主張する地方自治法第2条第14項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき基本的指針である。住民の福祉を増進することは、地方公共団体存立の第一義的な目的であり、これに努めなければならないことは当然である。同時に、常に能率的かつ効率的に事務が処理されなければならないという地方自治運営の基本原則を規定したものであると解する。

### ③ 広報広聴課長の指示について

ア 広報広聴課の分掌事務は、江東区組織規則第9条において定められている。

広報広聴課には、令和5年7月11日の区長定例記者会見以降、当該記者会見開催日まで、公職選挙法違反に関する記者会見の開催について、報道機関より様々な問合せや意見、区民からは区長への手紙が17件寄せられる等があり、広報広聴課職員はその対応を行っている。

報道機関からの問合せ等への対応は、分掌事務である「報道機関への情報提供に関すること」に該当する。また、区長への手紙への対応は、分掌事務である「区民の請願、陳情その他要望に関すること」に該当する。

そのため、広報広聴課長は、当該記者会見について、当日まで広報広聴課が報道機関等に対応したことや通常業務への影響等を考慮すると、区政及び今後の広報対応において重要な会見となること、また会場である江東区文化センターの混乱を防ぐためには円滑に行われることが重要であると考え、分掌事務である「報道機関への情報提供に関すること」により区長の定例記者会見を開催し会場設営のノウハウがある広報広聴課が、当該記者会見会場の設営及び撤去作業を行うことは、分掌事務から逸脱していないと判断している。

この広報広聴課長の判断は、妥当であったものと認める。

イ 江東区処務規程第5条において、課長は、上司の命を受け課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督すること、また課の事務の執行状況を上司に報告することが、職責として定められている。

広報広聴課長は、職責により、当該記者会見会場の設営及び撤去作業を広報広聴課職員が行うことについて、上司である政策経営部長、副区長へ報告し、その報告内容は了承され、その後広報広聴課職員へ作業に従事することを命じている。

ウ 上記③ア及び③イにより、広報広聴課長の指示は、自らの所管部局の分掌事務について、その職責と権限のもとに広報広聴課職員に対して行ったものであり、適法の職務命令であるものと認める。

### ④ 区長の指示及び判断について

区長は、当該記者会見会場の設営及び撤去作業を広報広聴課職員が行うよう指示はしていなかった。しかし、広報広聴課長より設営及び撤去作業を同課職員が行うことについて申出を受け、一旦は辞退したが、改めて広報広聴課のこれまでの報道対応等や記者会見会場の設営についてノウハウがある同課が作業を行うことの必要性について説明を受け、この申出は

広報広聴課長の上司である政策経営部長、副区長の適正な判断を経た組織による決定と考え、最終的に申出を受け入れている。この区長の判断については、分掌事務として組織による決定が行われていることから、違法性はないと認める。

⑤ 広報広聴課職員が従事した設営及び撤去作業について

ア 職員の職務は、権限のある上司により正当な職務命令を受けていれば、正当な職務になると解する。

地方公務員法第32条では「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」、地方公務員法第35条では「地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められている。

また、江東区職員服務規程第2条において「上司の職務上の命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない」とされ、江東区処務規程第6条及び第7条においても、上司の命に服することが職責として定められている。

イ 当該作業に従事した広報広聴課職員は、上司である広報広聴課長より適法な職務命令を受けていた。

ウ 上記⑤ア及び⑤イにより、当該作業に従事したことについて、違法性は認められない。

⑥ 本件給与支給の違法性又は不当性について

広報広聴課長が自らの職責と権限において職務命令を発したことに違法性はなく、広報広聴課長の職務命令により広報広聴課職員が従事したことにおいても違法性は認められず、給与の支払いについて違法又は不当であるとは認められない。

(2) 本件請求と令和5年請求について

本件請求は、令和5年請求と異なる新たな事実が認められないため、令和5年請求と実質的に同一の内容であると判断した。

① 請求対象について

請求人は、請求の要旨において、「本監査請求は昨年10月に出された結果と同じ記者会見についてであるが、公務員の政治活動への関与に関しての住民監査請求である」としているため、本件請求と令和5年請求は、いずれも区職員が令和5年8月4日に行われた記者会見の設営及び撤収を行った際の給与等の返還を求めているものである。

② 令和5年請求と異なる新たな事実が無いことについて

本件請求は、令和5年請求と異なる新たな事実が無いことについて、以下のとおり確認した。

ア 「記者会見の主催が、木村弥生後援会である」との主張について

令和5年請求の監査結果において、陳述及び事実関係の確認から、後援会が主催したことを前提に審査を行ったことが確認できる。

そのことから、木村弥生後援会が記者会見を主催したことは、新たな事実とはいえない。

イ 「公務員は特定の国民に奉仕するのではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益の増進に尽くさなければならないという、憲法第15条第2項、国家公務員法第96条、地方公務員法第30条に反する」との主張について

請求人が違反の根拠とした法律は、公務員が基本的に守らなければならないことを定めている。令和5年請求の監査結果において、区職員が従事した設営・撤去作業について違法性は認められないとした。

そのことから、令和5年請求から新たな法律を示し違反しているとした主張は、新たな事実とはいえない。

ウ 「違法行為中の支払われた給与等は、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反する」と新たに地方財政法を示し主張していることについて

令和5年請求の監査結果において、地方自治法第2条第14項の解釈を示しているが、参考とした判例である平成17年7月27日大阪高等裁判所判決及び昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決によれば、地方財政法第4条第1項も同様の解釈となるとされている。

そのことから、令和5年請求から新たな法律を示し違反しているとした主張は、新たな事実とはいえない。

(3) 異なる請求人による同一内容の請求について

昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決によれば、住民監査請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当であり、これは、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからであるとされている。

また、行政実例（昭和34年3月19日自丁行発第37号）において、既に行った住民監査請求の結果に基づいて、請求に係る財務会計事項に違法事由や不当事由がないと認めるときは、新たな監査請求について改めて監査を

行うことなく、既に行った監査結果を請求人に通知すれば足りるとしている。

(4) 結論

本件請求については、令和5年請求と異なり、給与等の返還請求対象が当時の区長に加えて区職員が加わっているが、新たな事実が認められないため、令和5年請求と同一の内容であると判断した。そのため、改めて監査は実施しない。また、請求人の意見陳述は、監査の実施を前提としているため、実施しない。令和5年請求に係る監査結果（令和5年10月25日付け江東区監査委員告示第10号）の写しをもって、監査の結果とする。



# 住民監査請求に係る監査結果

(区長に対する職員給与の返還請求に係る住民監査請求)

令和5年10月

江東区監査委員

## 第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

### 1 請求人

X

### 2 請求があった日

令和5年8月29日

### 3 請求の内容

請求人が主張する事実及び措置請求は、以下のとおりである。

請求人から提出のあった江東区職員措置請求書の原文から引用している。

#### (1) 主張事実

2023年8月4日（金）16時から17時にかけて、木村弥生江東区長は江東区文化センター3階第1、2研修室において記者会見を実施した。本会見は、自身の選挙期間中にインターネットで有料広告を流していた問題に関するもので、区長自身も同月8日（火）に開催された定例記者会見の場において「私が区長になる前のことでしたので、場所も変えて、一人の当時の候補者として会見をさせていただきました。」と説明している。そのため、4日（金）に行われた会見は江東区とは何ら関係がないものという区長側からの説明に基づき、開催日前日に江東区議会事務局を通じて開催される旨の情報提供のみが行われた。

しかし、その一方で、4日（金）の記者会見会場の設営・撤去は、江東区広報広聴課職員によって行われた旨の情報が当方に提供された。広報広聴課長に問い合わせると、当初は「把握していない」と関与を否定したものの、その後「自身の判断により、広報広聴課職員らが設営撤去を行なった」ことを認めた。設営撤去を行ったのは、報道係長を含む職員4、5名で対応したとの事だった。

区長が実施した会見は自身の公職選挙法違反に係ることで江東区とは何ら関係がない。また、同会見は区長の担当弁護士並びに木村やよい後援会事務総長によって答弁・司会進行が行われている。

本来は江東区として財務会計行為は発生しない筈であったにも関わらず、本区職員が勤務時間を利用して対応することは地方自治法第2条第14項等の違反にあたる。

#### (2) 措置請求

係長級を含む職員4名分の1時間分給与として10,800円を木村弥生

区長に請求する。

### (3) 事実証明書

資料1 令和4年度江東区の給与・定員管理等について

資料2 江東区ホームページ(定例記者会見(令和5年8月8日分))テキスト版

資料3 東京新聞ホームページ(令和5年8月5日)記事

## 第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年8月29日付でこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求は、令和5年8月4日に区長が行った記者会見会場の設営及び撤去作業に従事した政策経営部広報広聴課職員(以下「広報広聴課職員」という。)の行為が、地方自治法第2条第14項等の違反に該当し、当該職員への給与の支払いが違法又は不当な公金の支出に当たるか否かについて、監査の対象事項とした。

### 2 監査対象部局、関係者

政策経営部広報広聴課、区長、副区長、政策経営部長

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年9月13日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。陳述には、同条第8項の規定に基づき、監査対象部局の職員を立ち会わせた。

なお、陳述に先立って、請求人から令和5年9月8日に参考資料が1件提出された。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

### 【陳述】

(1) 2023年8月4日金曜日、16時から17時にかけて、木村区長は、江東区文化センター3階、第1、第2研修室において記者会見を実施した。本会見は新聞やテレビにて報道されたとおり、区長就任前に選挙期間中において

インターネット上で有料広告動画を流していた問題に関するものである。

- (2) 本記者会見が木村やよい個人、または後援会の政治活動に過ぎず、区長並びに職員にとって公務性がなかったことに対する証左は以下のとおりである。
- (3) 1点目、私が行った情報開示請求によって、記者会見会場の施設利用費用並びに器具のレンタル費用は、木村やよい後援会宛てに請求されていることが判明している。
- (4) 2点目、当日、江東区文化センター内に掲げられる看板の表記に、木村やよい後援会という名称が使用されていた。
- (5) 3点目、同会見は区長の担当弁護士並びに木村やよい後援会事務総長によって答弁、司会進行が行われている。
- (6) 4点目、区長が公務として行う定例記者会見の内容は、江東区のホームページにてテキストや動画にて公表されている。本記者会見は、江東区とは関係がないという説明のとおり、記者会見に係る記録は江東区として一切区民に公開されていない。
- (7) 5点目、木村区長は、記者会見が開始され、1時間ほど経過した後に公務があることを理由に途中退席している。
- (8) 6点目、区長自身も同月8日火曜日に開催された定例記者会見の場において、「私が区長になる前のことでございましたので、場所も変えて、一人の当時の候補者として会見をさせていただきました。」と説明している。
- (9) これらの事実関係から、本記者会見は公務として行われたものではなく、木村やよい後援会の主催によって行われたものであることは明白である。
- (10) 記者会見が開催された翌週に、職員から、区長が私用で行った記者会見会場の設営、撤去を広報広聴課の職員が手伝わせられ、取材に来る記者の目につかないように、会場撤去は記者が全員退出するまで待機するよう命じられたと聞いたと情報提供があった。
- (11) そこで、事実関係を確認するために、私は8月10日木曜日午前11時前後に、広報広聴課長に電話にて問合せたところ、把握していないとの返答があった。
- (12) 職員が関わった旨の情報提供があったと伝えると、職員に確認して折り返すと言われ、およそ1、2時間後に電話にて、自身の判断により広報広聴課職員らが設営、撤去を行ったことを認めた。設営、撤去は職員4、5名で対応したとのことだが、それ以上詳しいことを教えていただくことはできなかった。
- (13) 後日、情報提供元より、係長級の職員も対応させられていたようだとこの情報を得た。

- (14) 8月31日付東京新聞の記事において、広報広聴課長は取材に対し、「設営のノウハウがあるので、区長に私からやると伝えた。区には、記者や区民から有料広告の件で問合せがあり、公務と切り離せることではない」と話をしたと記載されている。
- (15) 9月5日付都政新報の記事では、取材に対して、係長以下の職員に設営と撤収の指示をしたことを認め、「区長の指示ではなく、自分の方から『設営をする』と伝え、区長は『大丈夫なの?』と言った。この問題では毎日のように報道機関と区民から問合せがあり、メディア対応の一環として必要だったという認識」と答えている。
- (16) しかしながら、広報広聴課長が指示をしたのではなく、区長、副区長、部長を含む上長からの指示があったことが疑われる。もしも本当に広報広聴課長がこれらの行為を公務の一環と捉えていたのであれば、最初の私からの問合せの際に関与を否定する必要性がなかったからである。
- (17) また、職員側からの情報提供でも、当初は記者会見の会場設営のみならず、司会進行も広報広聴課で対応するように指示されていたのを、広報広聴課長は、それはできませんと最後まで反対していたという旨の主張をしている職員もいた。
- (18) 公務である江東区長の定例記者会見では、司会進行並びに会場準備を広報広聴課で対応している。そのことを知っている上長が、本記者会見が江東区と何ら関係のないものであったことを知りながら、課長に強く指示をしたものとする。上からの指示であれば、公務性は課長の立場で発生し得る。一体誰が課長にそうしたことをやらせ、責任を負わせたのか。職員を利用して区長に付度する行為を許すことはできない。
- (19) 広報広聴課長の立場を考えると、上長から指示があった旨を自白することは極めて難しいと思う。しかし、前述の職員からの追加情報にあるとおり、広報広聴課長が当初反対の立場を取られていたのであれば、その名誉は汚されるべきではないため、この場で改めて知っていただきたい事実として述べさせていただいた。職務を正しく全うしようとする職員に対して、職務外のことを無理強いするだけでなく、その責任を転嫁するなどあってはならないことである。
- (20) 都政新報の報道のとおり、たとえ職員側から会場設営の協力の申し出があったとしても、一人の当時の候補者としての記者会見を開くという認識をしていた区長が、申し出をたやすく受け入れてしまうのであれば、公私混同も甚だしく、極めて遺憾である。大丈夫なのと、提案を聞き返すのではなく、区長としてせめて勤務時間中は区民のために働いてほしいとたしなめるべき

であった。

- (21) 区長も把握しているはずの江東区文化センター条例では、利用者による施設の原状回復が義務づけられている。第14条第1項において、「利用者は、利用を終了したときは、直ちに利用した施設を原状に回復しなければならない」こと、第3項では「利用者が前2項の義務を履行しないときは、区長においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収する」とされている。区長自らがこうした条例違反を行ってにおいて、区民にその義務を課すことができるのか。
- (22) 前述のとおり、区長が実施した会見は自身の公職選挙法違反に係ることで、江東区とは何ら関係がない。本来は江東区として財務会計行為は発生しないはずであったにも関わらず、本区職員が勤務時間を利用して対応することは、地方自治法第2条第14項の違反である。
- (23) 地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされている。また、職員の給与は血税から賄われていることから、職員を私用に使うことは区民利益に反する。よって、係長級を含む職員4名分の1時間分給与として10,800円を木村弥生区長に請求する。
- (24) 区長の公職選挙法違反を弁明する政治活動の場に区民から集めた税金を使うべきではない。今後二度と、江東区の職員を自身の政治活動や私用に使うことがないようにしてほしい。

#### 【質疑】

- (25) 記者会見会場の設営、撤去は広報広聴課職員によって行われた旨の情報が提供されたとあるが、その情報が請求人に対して提供された理由について。

[回答]

職員側の立場もあるので、詳しい提供者についての情報は私から申し述べることはできないが、私は情報提供をした方の勇気や、真相を伝えたい、おかしいと思って動く真摯な姿に胸を打たれ、本来信頼に資すべき江東区政に正当な異議申立てあるいは確認の手段として、本監査請求を選ぶに至った。そのため、職員に責任をなすりつけたりするべきではないと思っており、また、本来私が議員としての立場から、木村区政の掲げる公約にあるクリーンで開かれた江東区政を追求する立場にあったので、そういった姿を見ていた職員の方から情報提供があったものと理解している。

(26) 請求額を積算するための対象職員を4名と断定した理由について。

[回答]

問合せをした後日、改めて広報広聴課長に確認したが、4、5名であるとのことでそれ以上の人数は教えていただくことはできなかったため、最低人数として今回は4名とした。

(27) 情報提供者は会見前から終了後の撤去まで実際に携わるか、もしくはその場においてその状況が分かっていた者か。

[回答]

情報提供者は1名ではない。複数の職員からで、その中には関わっていたという方もいる。関わっていない方は、こういった指示系統があったのかに関して存じているということだったので、加えて情報をいただいている。

(28) 情報提供者は設営、撤去でどの程度の作業をしたと言っていたか。

[回答]

作業の内容の詳細については伺うことはできなかったが、会場の様子は現場にいた記者から伺っており、机を並べたり、マイクを並べたりして記者会見会場としての設置を行っていたということである。

(29) 設営、撤去に関わった職員は、会見中は何をしていたかという情報はあったか。

[回答]

情報は入っていないが、記者の目につかないようにという指示の中で、設営に関しては記者会見が始まる大分前から行われて、終了後も記者が全員退出するまで待った上で、さらに目につかないような状態になったことを確認してようやく撤去するということであった。どこで具体的に待機されていたかは分からない。

(30) 10,800円の金額自体を争う話ではなくて、事実がなぜ起きたのか、それが再発しないようにということが、もともとの請求の趣旨だと思うが合っているか。

[回答]

関わっていた人数も真偽のほどが分からず、最低の4名で計算をしており、係長級が関わっていたか否かでも算出根拠が少し異なってしまうため、実際の正しい情報に伴った結果、請求金額の上下があったとしても、私はその金額を争うものではなくて、この事実関係を監査でしっかりと追求していただきたいというところが本趣旨である。

(31) 広報広聴課長が、区役所の組織の中で、上の方からの指示があって動いたと受け止めているとのことだが、具体的には、情報提供者の中からは、そ

の人物を特定するような話はなかったか。

[回答]

真偽のほどが断定できなかつたのであえて申し上げなかつたが、こういった役職の方が伝えたのではないかという提供はあった。

(32) 仮に木村区長が全く関わっていないとした場合に、公務として命じた者に請求先を変えるということは考えているか。

[回答]

請求先を変えることも考えたが、既に都政新報の取材でも木村区長が答えているように、自身の中で公務ではないという認識があつたにも関わらず、それをとがめなかつた責任があると考えているので、あくまでも請求先は木村区長である。

(33) 区長が大丈夫なのかと言つたとのことだが、情報提供者が実際にその場で聞いていたのか、もしくは伝聞情報なのか。

[回答]

この大丈夫なのかというやり取りに関しては、都政新報の報道記事をそのまま転用したが、広報広聴課長がその場でやり取りをして把握していたというのはこの報道のとおりだと認識しており、伝聞の情報ではない。

(34) 職員は誰の指示で動いたのか、あるいは自分たちが自主的に行つたのか。

[回答]

職員からの情報提供の中では、自らの判断で行つたという者は1人もおらず、指示があつてやらされたということを言つていた。

#### 【請求人追加説明】

(35) 給料の請求を1時間分と目安を設けたのは、算出根拠がしっかりとした数字として出てこなかつたところで、職員1日当たりの有休費用を請求金額として充てるべきかとも非常に悩んだが、実態はこの会場の設営、撤去、日中は本来の勤務を行つていたので、会場の設営、撤去の部分に限って1時間分としたということを改めて説明させていただく。

#### 【質疑】

(36) 設営と撤去に関して、準備に30分、終わりに30分、それぐらいとみて1時間分ということであり、ストップウォッチで測つたということではないということではよいか。

[回答]

そのとおりである。一応念のため、この算出根拠の計算に当たっては、職

員課長に直接問合せをして、日数によって日給が変わってきてしまうので、直近の8月における平均日給を算出したものを、一日当たり7時間45分の勤務時間の計算で割当てて、1時間分の給与とした。

- (37) 追加資料で、利用料金の減免申請書の宛先が団体名木村やよい後援会となっているので、この記者会見自体の開催は後援会がやったということだが、利用規約の中にある撤去を利用者がやらなければならないというときの利用者というのは、後援会であるということによろしいか。

[回答]

今回利用したのは請求先が後援会になっていて間違いはないが、これは本趣旨とは離れてしまうが、木村やよい後援会というやよいの部分が平仮名になっているこの後援会の実態が、京都府内で限定した活動を認められている政治団体であるということが明らかとなった。東京都選挙管理委員会にも木村やよい、平仮名の後援会の存在を確認したが、届出が出されていないようだというので、少々政治団体としての実態の確証が持てないところがあり、今回あくまでも請求先は後援会宛てではなくて木村区長としている。

#### 4 監査対象部局、関係者の陳述

令和5年9月25日、監査対象部局の職員及び関係者に対し陳述の聴取を行った。陳述には、地方自治法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の際、監査対象部局の職員及び関係者が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

《区長陳述》

**【陳述】**

- (1) 疑問を持たれている、私が指示をしたかということに関しては、明確に否定する。私は指示していない。

**【質疑】**

- (2) 8月4日の記者会見当日は途中で退席をされたとのことだが、記者会見自体の開始時刻と終了時刻について。

[回答]

午後4時にスタートし、終了は1時間を過ぎていたかと思う。45分ぐらいたってから退席したと思う。

- (3) 記者会見の会場設営、撤去を区の職員が行ったことについて、事実として認識されていたか。また、認識されていた場合は、記者会見の会場設営、撤去を区の職員が行うことをいつ頃聞いたのか、また、職員に対して何か指示や対応をされたのか。

[回答]

記者会見について、区長室で広報広聴課長と話したときに、広報広聴課長から、設営を自分たちでやるというような申し出があったが、その場で辞退した。正確な言葉で言うと「いいよ」と。お願いしますみたいなことは言っていない。辞退した。

- (4) 区長室で伺ったとのことだが、いつのことか。

[回答]

前日ぐらいだったかと思う。

- (5) 前日に辞退したが、当日に設営しているのはなぜか。

[回答]

私がある場で辞退を表明したときに、マイクの置く場所といった設営のノウハウや仕事の連続性で、自分たちがやったほうがよいという話であったので、そうですかとそこで納得をした。私と広報広聴課長との間でやり取りがあったとしても、その件に関しては部長や副区長も承知していると思い、もしそれがよくないのであればそこでストップがかかるだろうと思ったので、一旦辞退はしたが、そういう話だったので、そのまま納得した。

- (6) 広報広聴課長は、例えば部長や副区長の指示でするように言われているという話はなかったか。

[回答]

そういう発言はなかった。それをうかがわせるようなことも感じていない。

- (7) 区としては組織内で上席との間で牽制が行われているはずだと感じたということがあるか。

[回答]

その時点で「え、それは」と辞退はしたものの、その組織の中でそうなっているのであれば、それに従うものかと思った。その提案が事前に部長や副区長を通しての話であったとは思ってはいなかったが、申し出があった後、報告は恐らくそのルートとしてあるだろうと思ったので、記者会見当日までに何らかのストップがあれば受け入れるつもりであった。

- (8) 今回の記者会見が私的にやるということが一つのポイントになっていると思うが、区の職員がそれに携わることによって、本旨に合わないことになってしまわないかという危惧はそのときには思わなかったのか。

[回答]

なるべくそれを別にしたかったからこそ、役所の中ではなく、別の場所で金を払い、司会も私の関係者でやりくりするという形をとったが、そういう提案をいただいたということは、その組織としてのルールとして別に外れていないのかというように捉えていたのだと思う。

- (9) その判断については、組織としての広報広聴課、もしくはその上長である部長に報告して、承認が下りるという手続が当然行われているべきだと思われたということか。

[回答]

その通りである。

- (10) 区長は指示はしていないということか。広報広聴課長から言われたときには辞退をしたということによろしいか。

[回答]

その通りである。

- (11) 職員措置請求書には、開催日前日に江東区議会事務局を通じて開催される旨の情報提供のみが行われたと書かれているが、間違いはないか。

[回答]

情報提供として伝えたという認識はあるが、私が直接提供したのではなく、記者会見を開催するに当たってのスタッフがしたものではないかと思う。内容は、記者会見をすることを事前に伝えるべきだと思ったので、その開催をしますというお知らせだと思う。直接、何か紙を見せられて承認したのではない。

#### 《監査対象部局（広報広聴課長）陳述》

##### 【陳述】

- (1) 本日は、本件に係る経緯と、本件に係る当課の認識の2件について説明させていただく。

- (2) 1点目の本件に係る経緯について説明する。

広報広聴課は、区政の広報に関することや報道機関への情報提供に関することなどを分掌事務としている。これら分掌事務の一つとして、現在、区長の定例記者会見を年7回行っている。

- (3) 7月11日に行われた区長定例記者会見では、子育て世帯への電子クーポンの配付やこうとう電子図書館サービスの開始など、区の取組を区長から各報道機関の記者に説明をしたが、説明後の質疑ではほとんどが区長選の件に終始した。また、この記者会見の際に、本件に関して改めて記者会見を要求

する報道機関が相次いだ。

- (4) 7月11日の会見において区長も説明をされたが、区長は本件に係る調査や相談を顧問弁護士に依頼しており、当該顧問弁護士が本件の対応を担われていたところ、7月13日に東京新聞デジタル版及び7月15日付東京新聞朝刊にて、本件に関し顧問弁護士から東京新聞へ書面にて回答があったことが報じられた。7月11日の記者会見以降、とりわけ東京新聞の13日の報道を受け、区の報道対応を所管する当課の報道係や課長である私に対し、多くの報道機関から区長選の件に係る記者会見をいつ行うのかという問合せや、区長は記者会見を開いて説明すべきという意見、また、会見開催を強く求める要望について連日多くいただいた。また、報道を受け、区民から当課の広報相談係に寄せられる区長への手紙にも、区長からの説明を求める意見や記者会見開催の要望など、多くの声が寄せられた。
- (5) こうした報道機関や区民への対応を行う中、8月3日に顧問弁護士から各報道機関に対し、8月4日の16時から記者会見を文化センターで開催する旨の連絡があり、記者会見での報道機関への報告及び説明は顧問弁護士が対応することが分かった。7月の区長定例記者会見以降、広報広聴課では区の広報広聴担当として、報道機関や区民からの意見、要望を多く受けていたもので、私は8月4日の記者会見が、区政にとって、また今後の区の広報対応にとって重要な会見になると考えた。8月4日の記者会見では、何よりも記者会見が円滑に行われることが望まれた一方、7月の記者会見以降の報道機関の状況を受け、多数の報道機関が出席することが予想されたことから、記者会見の会場について事前にきちんと準備ができていない場合、会見前から混乱することが予想され、円滑な記者会見の開催が阻害されるのではないかと懸念があった。
- (6) そこで、広報広聴課長として、定例記者会見を開催し記者会見会場のセッティングのノウハウを有する当課が行うことで円滑な記者会見が確保されると判断し、職員に会場の設営、撤収について指示をした。なお、記者会見の設営、撤収に当たっては、ノウハウを有する広報広聴課にて行う旨、政策経営部長及び副区長に説明し、了承いただいた。
- (7) 部長、副区長への説明後、区長に設営、撤収について申し出たところ、区長は一旦辞退の意思を示されたが、私から改めて一連の報道対応や記者会見について当課がノウハウを有していることなどを説明し、納得していただいた。区長への報告の後、改めて私より当課の職員に対し設営、撤収を指示した。
- (8) 次に、本件に係る当課の認識についてである。

今般の住民監査請求の中で、8月4日の記者会見は区長の個人的な会見という請求書の記載及び先日の陳述があったことは承知している。他方で、7月11日の区長定例記者会見では、本件に関する質疑が相次ぎ、以降も連日報道機関から広報広聴課へ記者会見の開催に関する問合せや意見が多く寄せられ、加えて8月4日の記者会見後に開催された8月8日の区長定例記者会見においても同様の質問が繰り返されたことなどから、当課としては8月4日の記者会見も7月11日からの一連の報道対応の動きとして捉えていた。また、区民からも多数の意見をいただくなど、区政の関心事となっているとの認識もあった。

- (9) このため、区政の広報に関することや報道機関への情報提供に関すること等を分掌事務とする当課として何らかの対応が必要と認識しており、とりわけ記者会見が円滑に行われることが重要と考えた。円滑な記者会見の開催に当たってはスムーズな設営、撤収が必要であり、そうしたノウハウを有する当課職員にその旨指示をした。当該設営、撤収は、当課の分掌事務である広報対応の一環として行ったもの、言い換えると公務ということで認識していた。当課としては、引き続き分掌事務に照らし、区民の意見もいただきながら、区の広報、報道対応や広聴業務等に真摯に取り組んでまいり所存である。

#### 【質疑】

- (10) 請求書の要旨の中に、広報広聴課長に問い合わせると、当初は把握していないとあり、その後、自身の判断により職員らが設営、撤去を行ったことを認めたとあるが、最初の回答とその後の回答をする間にどのような変化があったのか。

#### [回答]

請求書には、関与を否定したという記載があったかと思うが、否定したわけではなく、私の認識としては、確認をして折り返し連絡をする旨、返答したという記憶がある。私は当日の設営、撤収には直接会場に行っておらず、その設営、撤収を把握する職員に確認する必要があったが、その問合せをいただいたのが昼の休憩時間でその職員が不在であったので、一旦その答えになる。その後、休憩から戻ってきた職員に確認して、請求者に回答した。

- (11) 広報広聴課の職員が設営、撤去を行うことについて、上長である部長や副区長には、事前あるいは事後に報告をされたのか。

#### [回答]

上長の政策経営部長には、会見前日である8月3日の夕刻に報告に入った。その際は、設営、撤収のノウハウを有する広報広聴課にて行うということ

説明し、了承いただいた。部長報告後、副区長にも報告に入り、同じ説明をして了承いただいた。設営前日には副区長までの報告は入っている。政策経営部長、その後に副区長に説明している。

- (1 2) 問合せがあったときに把握していないという発言があったと請求人は陳述しているが、広報広聴課長としては把握していないとは答えていないということか。

[回答]

把握していないということではなく、実際に設営、撤収を行った職員がその場には不在だったので、その職員に確認してから返答しようと思い、確認して折り返し連絡するという旨の回答をした記憶がある。

- (1 3) 把握していないということは言った記憶がないのか。言っていないということではなくて覚えていないということか。

[回答]

把握していないという言葉を使ったかどうかは、はっきり覚えていない。確認して御連絡しますという話はした覚えがある。

- (1 4) 区長は課長からの申し出を辞退したということを述べられたが、辞退されたのか。

[回答]

私が覚えている限りでは、その話を説明して、私どもで設営させていただくという話をしたときに、「いいよ」という話で、「いいよ、そんな、そこまでしなくて」ですとか、「大丈夫かな」みたいな話があり、そういうやり取りをしたのは覚えている。ただ、記者会見の準備というのはそれなりに必要なものなので、改めて、我々がやったほうが円滑に記者会見も進むと思うのでやらせていただければという話をして、最終的に納得していただいたという流れだったと記憶している。

- (1 5) 課長から、区の広報に係ることなので設営と撤去を指示したということによろしいか。

[回答]

私から職員に指示をしている。

- (1 6) 記者会見の7月11日の様子を見ていると多分現場が混乱するだろう、区の関連施設で例えば報道陣があふれたときには、区民にも迷惑をかける可能性があるので、ノウハウがある広報広聴課が準備するという考えがあったということによろしいか。個人的な記者会見とはいえ、区の施設の混乱を来さないための公務の一環として認識をし、指示を出して設営をしたということによろしいか。

[回答]

そのとおりである。

- (17) 区の職員が設営、撤去に携わるということが、かえって妨害することになってしまうのではないかということは思いつかなかったのか。

[回答]

それまでのマスコミからの区に対する取材攻勢が正直尋常なものでなく、8月4日の記者会見は相当荒れるだろうと容易に想像ができていた。いわゆる殺気立った記者が多数押しかけて、それこそメディアスクラム的なことになってしまう恐れが先に立ってしまった。とにかく8月4日の記者会見という場を円滑に回してもらうことがまず必須だと思っていた。確かに御指摘のとおり、わざわざ場所も変え、当日の報告や記者に対する説明は顧問弁護士で行うことから、記者会見の内容自体我々としては当然介入することができないが、記者会見の本体はともかくとして事前の設営、準備は我々がやる必要があるのではないかと、そのときはそういう判断をした。

- (18) 課長が誰かから指示を受けて、司会までやれ、全部仕切れと指示なり命令なりを受けて、ただ、その司会はできないと断り、設営と撤去だけであればということで、その命令に従わなければいけなかったということを請求人は陳述しているが、そういう指示はあったのか。

[回答]

そうした指示はなかった。先日の陳述を聞いて、自分でもう1回記憶を呼び起こしたが、定例記者会見を所管している部署は広報広聴課であり、区長が行う会見については通例、司会をやっており、広報広聴課長が司会という話があったのかもしれないが、ただ、それがどういう形で回り回って請求人のところまで行ったのか、正直ちょっとよく分からない。具体的にその話が、明確に指示という形で出たということは全くない話である。

ただ、通例だと定例記者会見は広報広聴課が司会をやっており、また広報広聴課長がやるのではないかという臆測、推測は当然ある。今回情報提供者が職員であったので、そういうことを言ったという可能性はある。ただ正直、私自身がそういうことは全くない話なので、陳述の内容は私はそうではないと思っている。上長からの指示はなかったと断言できる。

- (19) 課長がいわゆる考え事をしていて、司会まではできない旨の発言を口に出すとか、職員が何か誤解をするような行動はなかったか。

[回答]

私は通常の定例記者会見の司会はしているので、報道機関からの記者会見の要求が非常に強いのは、例えば報道機関とのやり取りをしている報道係の

職員は日夜そういうことは認識していたと思われる。

そういう中で、仮の話だが、今回の区長選に関わる記者会見を別途セットするとなったときに、その司会は誰だとなったら、定例記者会見の司会をやっている広報広聴課長だろうという考え方が出て、私が言ったかどうかというよりは、そういう話が先に立ったのではないか。私自身が司会なんてやっ  
ていられないということは言っていない。これも仮の話だが、もし司会をやるように言われた場合、私も当然司会のノウハウを持っているので、公務としてであれば当然受けるという話になるのではないか。だから、司会をやるのは嫌だが、設営、撤収ぐらいだったらいいよという言い方はしていないと思う。

(20) 司会の要請はあったのか。

[回答]

恐らく記者会見をやるということは、司会をやることになるだろうと私の想定の中にあった。そのときには防災センター4階の災害対策本部室が定例記者会見の会場になっているが、そこでセットしてやる場合は私がやる、そういう想定もあるだろうと自分では認識していた。もしその話が仮に公務としてやるということであれば、当然私に対応しただろう。ただ今回は、会場が違うということと、弁護士や後援会が対応するということがあったので、私には司会をやれという話にはならなかった。私は区の広報を担っている部署の課長であり、当然、区の広報に資することで、かつその区政が円滑に進むようなことであれば、当然私はやらせていただくし、嫌だという話にはならないと思っている。

(21) 私的なものであるということが分かっていたけれども、公務だという判断を課長がされたということか。

[回答]

私的なものかどうかは、今回、請求書にも出ている話であり、そういう見方、考え方や捉え方が当然あることは承知をしている。区長への手紙も、通常であれば同じ単一の、同一のテーマで短期間に集中してくることはまれだが、今回、7月11日から8月4日の記者会見までに17件集中して来ている。現時点でも増えており、今朝も1件来たが、本日時点で28件寄せられている。そういう意味でいくと、区長自身は一候補者としてという話だが、実際に既に区長に就任されていて、区政も動いている中で、明確に切れるような性質のものではない。今回のこの判断に至る中で、報道機関対応を一步間違うととんでもないことになるということも、ほかの不祥事の記者会見等でも見聞するところであり、私としては区長にもしっかり会見をやっていた

だくということで、そのセッティングは担わせていただいた。

- (22) 区長への手紙や報道機関からの問合せの電話で広報広聴課が対応する業務がそれだけ増え、今回の会見がある程度スムーズにいかないと、いわゆる公務でやっている部分の業務にもその影響が続くという判断の中で、最低限会場の設定だけはやることによってスムーズに行われるのであれば、それが本来の広報広聴課の通常業務にも資するのではないかということか。

[回答]

そういう考え方もある。

- (23) 区長に説明をして一応納得をした後で、部長と副区長に説明に行ったということだが、部長と副区長からは、いわゆる承認をもらったのか。

[回答]

まず区長に話を持っていく前に、政策経営部長と副区長に話をしたのは8月3日の夕刻で、その後、8月4日の朝9時頃に区長に説明に入った。

- (24) 8月3日の夕刻に政策経営部長と副区長に、これは公務と切り離せない、広報広聴課がノウハウがあるのでこれはやるべきであると課長が説明し、部長と副区長が納得したので、これは公務だなという認識をされたということでしょうか。

[回答]

はっきりそうというわけではないが、今回のことはそもそも私の発意から始まったことで、当然その上長には説明しなければならず、上長も了承し、私の判断が受け入れていただいたということで、広報業務ひいては公務ということでは捉えた。

- (25) 組織的な段取りを踏まれて、当日の朝に区長に、部長と副区長も納得をされた、公務としてやらせてくださいということか、あるいは、よかったらやりましょうかということか。

[回答]

よかったらというよりは、我々のほうでやらせてください、やらせていただきますと、割と言い切った言い方だと記憶をしている。

- (26) 8月4日の会場の設営と撤去、それぞれ何人の職員が携わったのか正確な人数が分かれば教えていただきたい。また、関わった職員の氏名も具体的に教えていただければ。

[回答]

人数の件は、8月4日の設営は当初4人で行うと聞いていたが、その後、今回この請求があったので改めて確認をしたところ、4人が会場設営に向かうときに、たまたま手が空いていた3人の職員が、じゃあ我々も行きましょう

うかということによって、そのまま一緒に設営会場に行ったようなので、設営として7名である。撤収は5名の職員で行っている。

氏名については、特にその設営に携わった職員は、心理的なプレッシャーを相当今回の住民監査請求で感じ、要するに自分たちが非のあることをやったんじゃないかと感じている職員もおり、本来であれば監査委員の前でお答えすべきだと思われるが、本日請求人も来ており、また、一般論ではあるが、昨今はSNS等で情報が飛び交う状況もあるので、この場での氏名については差し控えさせていただき、改めて事務局を通じてお答えさせていただければと思う。お答えしないということではなく、この陳述の場では控えさせていただければということである。大変、不快な思いをされるかもしれないが、その部分は、私としても職員を守らないといけない。今回の件は本当に、率直申し上げて、もしそうであるならば私の責任、判断によって行われたものであり、当該設営に携わった職員は何の非もないので、そこについては御理解をいただければと思っている。

(27) 会場の設営と撤去にどのぐらいの時間がかかったのか。

[回答]

設営はおおむね30分程度、撤収は30分かからずに行ったと報告を受けている。

(28) 8月4日の記者会見当日に、区の職員は会場内にいたのか。

[回答]

1人もいなかったと思う。

(29) 設営と撤去は広報広聴課の職員のみで行われたのか、外部の方が一緒になってやったのかは把握されているか。

[回答]

全て広報広聴課の職員が行っている。

(30) 設営、撤去に従事する職員には、記者会見が区長の私的であることを伝えてあったのか。

[回答]

私的と明確には話はしなかったと思うが、区長選挙に関する件で記者会見が開かれる、そういう意味でいくとちょっと定例記者会見とは違うイレギュラーな形で行われるということは説明した。

(31) その説明は、公務に当たるということのある程度含めて説明したということか。

[回答]

報道機関対応ということもあるので、これは広報広聴課でやると説明して

いる。

- (32) 記者会見中に、広報広聴課の職員は記者会見会場に誰もいなかったということだが、公務として誰かいて、どういうことが行われているのかというのは知っておく必要があるのではと思うが、その指示はなかったのか。

[回答]

それはなく、一連の件について説明や報告は顧問弁護士が行うことになっていて、仮に当日我々が現場に行って話を聞いたとしても、質問を受ける可能性がある中で多分答えられず、区の職員が行ったはいいが、答えもしないし対応もしないとなると、これはこれで混乱の元になるという考え方も働いた。記者会見の中身自体は弁護士にお任せするとして、我々としては、正直1時間をただ見守っているという状況だったと思う。

- (33) 会場にいなかったら見守ってないのでは。会場にいて、例えば記者から質問をされたとしても、これは区長の私的なものだから我々は答えられませんでは駄目なのか。

[回答]

実際に7月11日以降の問合せでも、我々もそういう説明をしており、区長は基本的に今回の対応は弁護士に一任しているので、区に問合せをされてもお答えできないと常套句のように言っていたが、区としてそういう無責任なことでもいいのか、そんなことでもいいのかと、報道機関からそういう批判を受けた。報道機関自身もその分けができずに問い合わせてきた部分もある。我々が例えば、それは区長就任前の話なので、弁護士の対応になっているという話をしても、実際今区長が就任しているじゃないか、区政は動いているじゃないかと、要は簡単に切り離せられるのかということも指摘としては受けていた。ただ、私的な話なのかどうなのかというのは、峻別するのが難しい事案ではあったなとは思っている。

- (34) 私的なものと分かっていたが、うまくいくように混乱しないように設営と撤去だけはお手伝いをするという判断の中には、報道機関で私的なものはずなのに公的なもののように取材なりコメントを求めることが多かったというのも、判断の材料の一つになっているということか。

[回答]

そのとおりである。とりわけ、主要な全紙はほぼ同様にそういった趣旨の取材をされていた。

- (35) 区長が私的なものとしてやるとしているから私的なものである。そこは認識されているか。

[回答]

区長はそういう認識なのは知っている。

- (36) 区長が私的にやりたいと言っているのを、報道機関も広報広聴課もない交ぜにしている、そこは思わなかったのか。なぜしたかということを見せていただきたい。

[回答]

なぜしたかという、大本の根本の動機の部分ということになるが、私としては、公務というものが円滑に進むことが何よりも重要と考えている。そうした中で今回の一連の動きを、我々としては区政、公務が円滑に動くようにということ判断させていただいた。

【陳述】

- (37) 今回の一件については、実際に設営を行った職員には全く非はない。全て私の責任である。それは御了解いただければと思う。

《政策経営部長陳述》

【陳述】

- (1) まず、事実の確認であるが、8月3日に広報広聴課長から、明日8月4日に区長が記者会見を行う、場所が文化センターで、顧問弁護士が同席をする、については、その記者会見のいわゆる設営、撤収については広報広聴課で行いたいという報告があり、私は、分かった、了解だということで、了承している。それが、単純な事実経過になる。
- (2) 請求書には、広報広聴課長が自身の判断によって行ったとあるが、私としては、私自身が課長の報告を了承しているので、区としての判断と捉えている。広報広聴課長は非常に責任感が強く、業務に対して、自分の職務に対して非常に熱心で、私も彼の仕事を非常に信用しており、半面、任しているというような状態、状況であるが、節目で必ず報告があるので、その報告を受けて、当然私は了解をしているので、これは区の判断であると考えている。
- (3) その請求書の中には、江東区と何ら関係のない記者会見であるという記載もあるが、私の考えとしては、8月4日に行われた記者会見が全く関係がないとは言い切れないのではないかと今でも思っているし、当時は区政に関わることだと思っていた。線引きというのは非常に難しいのかもしれないが、定例記者会見との区別も非常に難しいのかなと思っており、その広報広聴課がノウハウを有する設営、撤収を行ったことに、当時は全く疑問というか自問というものは一切持っていなかった。そういう状況の中で了解をしたところである。

【質疑】

(4) 8月4日の木村区長の記者会見について、広報広聴課の職員が記者会見場の設営、撤去を行ったことをいつ頃把握されたのか。

[回答]

前日に広報広聴課長から、記者会見が行われて、広報広聴課で設営、撤収をやるという報告を受けたので、前日ということになる。

(5) 8月4日の木村区長の記者会見について、区としての認識をお聞きしたい。

[回答]

7月11日の定例記者会見と非常に関連性のある記者会見であったと捉えている。7月11日の記者会見では、主要各紙を含めて多くの記者が、いわゆる公職選挙法に係る質問をしていた。そのとき区長は、その件は顧問弁護士に調査を依頼しているので、ただいま事実の確認中で、その調査が終わり次第、回答をするということを答弁していた。私も同席していた。ただ、そうは言っても記者が納得しないので、いつやるんだとか見解はどうなんだと、いろいろな質問が出たが、区長は改めて後日回答するというのでその場は終了した。それ以来、広報広聴課に報道各社から、一体いつになったら記者会見をやるんだとか、区長は記者会見をしてちゃんと釈明すべきだという、抗議にも似たような電話等が入ってきたというのは広報広聴課長から聞いていたが、そういう状況であった。

そういう中で記者会見が行われたわけだが、7月11日の記者会見で、例えばもしも区長が、調査が終わっていてある程度の話せる内容が持ち合わせていたならば、その定例記者会見の中でも当然のように質疑が行われていた内容なのかなと思う。ただ、区長はまだ弁護士に依頼中ということで、そのときは答弁しなかったが、定例記者会見の中でも、そういうやり取りが発生していた可能性はあるのかなと、ただそれはなかった。

それで、改めていつやるんだということで、区長は最終的には8月4日の会見を選んだ。8月8日にも定例記者会見をもともと予定しており、場合によっては、調査が長引けば8月8日の会見でこの公職選挙法の話进行を回答することもあり得るのかなと私はちらっと思っていた。ただ、なるべく早くということだったので8月4日に行った。そのとき区長が、これは個人的に私が選挙、要するにまだ候補者の段階なので、一個人として会見をするということでやると聞いている。我々としてはそこの線引きが非常に難しく、定例記者会見の中でも行われていたような質疑がこの4日にも行われているので、明確にここが、全く区長個人の記者会見だったのか、それとも区政に関わることなのかというのが、非常に線引きが難しい。私としては、当

然のことながら、全く区政と切り離すことはできない内容なのではないかと今でも思っている。そんな中で、記者会見が円滑に混乱なく開催される必要があると広報広聴課長が判断して、ノウハウを持った職員で設営、撤収を行ったということは、私としても十分理にかなっていることであろうと思っている。そういうことで公務から外れた行為だったとは考えていない。

- (6) いわゆる開催する側が私的にやろうとしている会見について、区の関係があるからということでやってしまうことは、まずいかなと思われなかったのか。

[回答]

私としては、その当時はまずいかなという思いはなかった。今も思っていない。

- (7) 区政と切り離せないものであるから、司会ではなくて、設営、撤去の部分、つまりスムーズに行うための下地の部分だけするのであれば問題がないであろうという判断だったということか。

[回答]

そういう判断である。

- (8) 区長にやりますと広報広聴課長が8月4日朝9時過ぎに区長室で報告をされ、その後の区長の反応について聞いているか。

[回答]

区長の反応やその後については、特段、その4日には報告は受けてないと思う。

- (9) 区長に了解をとったとか、区長にやると言ってきたという報告を受けたのか。

[回答]

あまり厳密には覚えてない。ひょっとしたらなかったかもしれない。

- (10) 7月11日の会見の後、広報広聴課に対して報道機関から相当数の問合せがあったということは広報広聴課長から報告を受けていたのか。

[回答]

定例記者会見が相当インパクトがあり、各社この件について質問して、いわゆる消化不良の感じだったので、その後かなり電話等が来た、あるいは直接記者が来たという話も課長から聞いている、早く記者会見をやったほうがいいんじゃないかというようなやり取りはしていたが、こればかりは顧問弁護士が絡んでおり、我々で何かお膳立てするというわけにはいかなかった、そういう状況だったと記憶している。

- (11) 区長は当時候補者であったが、今は首長であるということと、8月4日

の記者会見の準備が整っていなければ、8月8日の定例記者会見の質疑応答で4日の記者会見と同じようなやり取りが発生したかもしれないので、公務か公務外かという切離しが難しかったと感じたということによろしいか。

[回答]

そのように感じていた。今でも感じている。

(12) 課長から報告があり、公務として部長が分かったということで指示を出されたということによろしいか。

[回答]

その通りである。

《副区長陳述》

【陳述】

(1) 区長選の候補者のときの選挙に関するものであることから、区としては記者会見そのものには直接関われるものではないと認識をしていた。

(2) 記者会見の設営等については、広報広聴課長より8月3日の夕方に、設営を広報広聴課で行うという説明を受けた。私自体、記者会見そのものについては直接関われるものではないと考えていたが、7月の定例記者会見以降、区長への一連のマスコミからの記者会見等への問合せがあり、これに対して広報広聴課長を中心として対応してきたところである。そういう中で、記者会見自体をスムーズに進めるということと、これまでマスコミへの対応の役割を果たしてきた広報広聴課が設営、撤去のみを行うことについては職務上問題がないと考え、私自身は了解をしたところである。

【質疑】

(3) 8月4日の木村区長の記者会見について区としての認識をお聞きしたい。

[回答]

今回の木村区長の記者会見については、内容的には区長選の候補者のときの選挙に関する内容であり、全然把握していない。そういう中で、区としてこの記者会見そのものに直接関われないものという形で認識をしていた。

(4) 広報広聴課の職員が記者会見場の設営、撤去を行ったことをいつ頃把握されたのか。

[回答]

会見の設営等については、8月3日の夕方、多分4時ぐらいだったと思うが、広報広聴課長より、設営については広報広聴課でやるとの説明を受けた。これまでマスコミの対応については、この一件も含めて相当広報広聴課にい

いわゆる記者会見をいつやるんだという問合せが多数寄せられてきた。そういう中で、直接対応できるものではないが、広報広聴課長としては、会見そのものはあくまでも区長の弁護士が担当されていて、そちらを案内したりとか、そういう対応はしたところである。会見そのものに対しては区として関わられるものではないが、実際にこれまでマスコミへの対応や、円滑に記者会見自体をスムーズに進める上では、やはりこの8月4日時点では区長であり、当然ながら最低限設営や撤去を区として職務上実施することについては、私としては問題ないのかなと判断をして、了解をしたところである。

(5) 翌朝、区長に課長が説明をした後で、こういうことになりました、区長の反応はこうでしたというような報告は受けられたか。

[回答]

翌日、区長に説明をした上で、広報広聴課長の報告は受けた。区長としては、初めは辞退をしたいという話があったということだが、広報広聴課長としては、これまでのマスコミの対応等を含めて、設営的な部分のノウハウで円滑に進めていきたいという部分の意向もあって説明をしたと聞いている。

(6) 今回の会見が、通常の定例のもの等とは違い、しかも区長としてはわざわざ別の会場を設け、しかも本人ではなくて後援会が借りる形で、弁護士や事務総長が司会をする形で行われる私的なものだというところにもかかわらず、今回、設営をするという判断されるときに、これはまずいかもというようなことは思わなかったのか。

[回答]

設営の話聞いたときに、当日その場で、例えば記者会見そのものに立ち会うことについては、これはまずいということと、区の職員としては、その会見そのものには、文化センターには入らないという形で、確認というか話をしたつもりである。会見そのものの時間帯には区の職員は、会見場はもちろんだが、文化センターそのものにも立ち入らないようにするという、ちょっと申合せ的なものはした記憶はある。

(7) 会見の内容は把握する必要はなく、会見場にも近づくなということだったのか。

[回答]

会見内容について私自身が内容を知ったのは翌日の新聞記事で、当日その会場に誰も職員は入っていないし、そういう報告は広報広聴課から断片的にはちょっと聞いた部分はあるが、ほとんどその情報をとったのは翌日の新聞だったと思う。内容について私たちが今どうこう言う話ではないし、内容自体選挙時の話であり、そこに関われないし、逆に関わってはいけないのかな

という部分が本音としてあったので、あえて事前に内容的なものを確認するようなことはしなかった。基本的には弁護士にお任せしているということだけは広報広聴課長から聞いている。

- (8) どのような会見が行われているのかを広報広聴課として、もしくは区として把握しておく必要はなかったのか。その場にいないほうがいい、いてはいけないという判断だったということか。

[回答]

内容的に区としてやはり関われる内容ではないのかなということと、その会見の内容をどのように把握するのかという話だが、もちろん私が翌日の新聞記事を見てということと、広報広聴課としては、その場にいたマスコミの方から情報を多少なりとも入手できるのかなという話があったかと思う。そこについて、きちんと切り分けをしていたつもりである。

- (9) 設営、撤去については、職員が行うことは公務として認識をされていたということによろしいか。

[回答]

広報広聴課の役割として、公務として職務上実施することについては、私自体は了解をした。

- (10) 広報広聴課長から設営、撤去をするということを上司の副区長に報告があったということによろしいか。それは職務上いいんじゃないかということでも聞いたということによろしいか。

[回答]

私自体は、広報広聴課長から前日夕方に聞いた。それについては当然、一定の切り分けはしていかななくてはいけないという前提で、設営と撤去については了解をした。

## 第4 監査の結果

### 1 主文

本件請求は棄却とする。

### 2 理由

#### (1) 関係法令

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

##### ア 地方自治法

##### 第2条

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増

進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

イ 地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責執行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

ウ 江東区職員服務規程

(服務の原則)

第2条 職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則その他の規程及び上司の職務上の命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

エ 江東区処務規程

(課長等の職責)

第5条 課長(中略)は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、課の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって上司に報告するものとする。

(係長等の職責)

第6条 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(その他の職員の職責)

第7条 第3条から前条までに定める職員以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。

オ 江東区組織規則

(政策経営部各課、係の分掌事務)

第9条 政策経営部各課、係の分掌事務は、次のとおりとする。

広報広聴課

報道係

1 報道機関への情報提供に関すること。

広聴相談係

2 区民の請願、陳情その他要望に関すること。

### 3 区政相談に関すること。

#### (2) 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、以下のとおり確認した。

- ア 本件請求に係る令和5年8月4日に開催された区長の私的な記者会見（以下「当該記者会見」という。）会場の設営及び撤去作業は、広報広聴課職員が設営作業に7名、撤去作業に5名従事している。作業に要した時間は、設営作業は約30分、撤去作業は約20分である。
- イ 当該記者会見会場の設営及び撤去作業に従事した広報広聴課職員の給与は、令和5年8月15日に支給されている。
- ウ 当該記者会見の施設及び器具の利用料金は、木村やよい後援会が負担している。

#### (3) 判例

本件監査にあたり、次の判例を参考とした。

平成17年7月27日大阪高等裁判所判決

昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決

「(地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項について、)各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するかどうかは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」

#### (4) 判断

以上の事実関係の確認、監査対象部局及び関係者の陳述、関係書類に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

ア 地方自治法第2条第14項の解釈

請求人が主張する地方自治法第2条第14項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき基本的指針である。住民の福祉を増進することは、地方公共団体存立の第一義的な目的であり、これに努めなければならないことは当然である。同時に、常に能率的かつ効率的に事務が処理されなければならないという地方自治運営の基本原則を規定したものであると解する。

イ 広報広聴課長の指示について

(ア) 広報広聴課の分掌事務は、江東区組織規則第9条において定められている。

広報広聴課には、令和5年7月11日の区長定例記者会見以降、当該記者会見開催日まで、公職選挙法違反に関する記者会見の開催について、報道機関より様々な問合せや意見、区民からは区長への手紙が17件寄せられる等があり、広報広聴課職員はその対応を行っている。

報道機関からの問合せ等への対応は、分掌事務である「報道機関への情報提供に関すること」に該当する。また、区長への手紙への対応は、分掌事務である「区民の請願、陳情その他要望に関すること」に該当する。

そのため、広報広聴課長は、当該記者会見について、当日まで広報広聴課が報道機関等に対応したことや通常業務への影響等を考慮すると、区政及び今後の広報対応において重要な会見となること、また会場である江東区文化センターの混乱を防ぐためには円滑に行われることが重要であると考え、分掌事務である「報道機関への情報提供に関すること」により区長の定例記者会見を開催し会場設営のノウハウがある広報広聴課が、当該記者会見会場の設営及び撤去作業を行うことは、分掌事務から逸脱していないと判断している。

この広報広聴課長の判断は、妥当であったものと認める。

(イ) 江東区処務規程第5条において、課長は、上司の命を受け課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督すること、また課の事務の執行状況を上司に報告することが、職責として定められている。

広報広聴課長は、職責により、当該記者会見会場の設営及び撤去作業を広報広聴課職員が行うことについて、上司である政策経営部長、副区長へ報告し、その報告内容は了承され、その後広報広聴課職員へ作業に従事することを命じている。

(ウ) 上記イ(ア)及びイ(イ)により、広報広聴課長の指示は、自らの所

管部局の分掌事務について、その職責と権限のもとに広報広聴課職員に対して行ったものであり、適法の職務命令であるものと認める。

ウ 区長の指示及び判断について

区長は、当該記者会見会場の設営及び撤去作業を広報広聴課職員が行うよう指示はしていなかった。しかし、広報広聴課長より設営及び撤去作業を同課職員が行うことについて申出を受け、一旦は辞退したが、改めて広報広聴課のこれまでの報道対応等や記者会見会場の設営についてノウハウがある同課が作業を行うことの必要性について説明を受け、この申出は広報広聴課長の上司である政策経営部長、副区長の適正な判断を経た組織による決定と考え、最終的に申出を受け入れている。この区長の判断については、分掌事務として組織による決定が行われていることから、違法性はないと認める。

エ 広報広聴課職員が従事した設営及び撤去作業について

(ア) 職員の職務は、権限のある上司により正当な職務命令を受けていれば、正当な職務になると解する。

地方公務員法第32条では「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」、地方公務員法第35条では「地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められている。

また、江東区職員服務規程第2条において「上司の職務上の命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない」とされ、江東区処務規程第6条及び第7条においても、上司の命に服することが職責として定められている。

(イ) 当該作業に従事した広報広聴課職員は、上司である広報広聴課長より適法な職務命令を受けていた。

(ウ) 上記エ(ア)及びエ(イ)により、当該作業に従事したことについて、違法性は認められない。

オ 本件給与支給の違法性又は不当性について

広報広聴課長が自らの職責と権限において職務命令を発したことに違法性はなく、広報広聴課長の職務命令により広報広聴課職員が従事したことにおいても違法性は認められず、給与の支払いについて違法又は不当であるとは認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件支出に違法又は不当なものは認められず、地方自治法第2条第14項等に違反しないため、請求人の主張には理由がないとの結論に至った。

## 第5 意見

本件請求は、区職員の給与の支出について違法性を問われたものであるが、関わった全ての職員は、適正に職務を遂行しており違法性がないことから、職員に不利益を生じさせてはならない。

しかしながら、区長、及び区職員は、区政運営が区民からの信頼のもとに成り立っていることを、常に意識しなければならない。

このことから、本件請求は財務会計事務の執行において、疑念を持たれることがないように、区民の理解と納得を得るための説明責任を果たすことが必要であることを常に意識し、職務に専念すべきことを区に再認識させるためのよい機会となった。

今後も、区は財務会計事務の透明性を確保していくことに精励されたい。

## 【参考】

### 江東区職員措置請求書

#### 1 請求の要旨

2023年8月4日（金）16時から17時にかけて、木村弥生江東区長は江東区文化センター3階第1, 2研修室において記者会見を実施した。本会見は自身の選挙期間中にインターネットで有料広告を流していた問題に関する内容に関するもので、区長自身も同月8日（火）に開催された定例記者会見の場において「私が区長になる前のことだったので、場所も変えて、一人の当時の候補者として会見をさせていただきました。」と説明している。そのため、4日（金）に行われた会見は江東区とは何ら関係がないものという区長側からの説明に基づき、開催日前日に江東区議会事務局を通じて開催される旨の情報提供のみが行われた。

しかし、その一方で、4日（金）の記者会見会場の設営・撤去は江東区広報広聴課職員によって行われた旨の情報が当方に提供された。広報広聴課長に問い合わせると、当初は「把握していない」と関与を否定したものの、その後「自身の判断により、広報広聴課職員らが設営撤去を行なった」ことを認めた。設営撤去を行なったのは、報道係長を含む職員4, 5名で対応したとの事だった。

区長が実施した会見は自身の公職選挙法違反に係ることで江東区とは何ら関係がない。また、同会見は区長の担当弁護士並びに木村やよい後援会事務総長によって答弁・司会進行が行われている。本来は江東区として財務会計行為は発生しない筈であったにも関わらず、本区職員が勤務時間を利用して対応することは地方自治法第2条第14項等の違反にあたる。

よって、係長級を含む職員4名分の1時間分給与として10, 800円（積算根拠は証明書を参照）を木村弥生区長に請求する。また、地方自治法第242条第7項の規定により、意見陳述の機会を求める。

#### 2 請求者

住所 （省略）

氏名 X

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2023年8月29日

江東区監査委員あて

（注：原文のまま掲載した。）